

【科目情報】

授業コード	1FCB618010	科目ナンバリング	FCALAW84018-J1
授業科目名	知的財産法B		
担当教員氏名	松村 信夫		
開講年度・学期	2022年度前期	曜日・時限	火曜2限
授業形態	講義		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>知的財産法Aに続き、著作権法を中心とした講義を行う。</p> <p>著作権法は文化的な創作成果の保護を直接の目的とするが、その対象領域の広さから、創作活動に携わる者だけでなく、多くの市民もその成果の利用者として日常生活の中で関与する機会が多い法律である。また、ネットワークの普及した高度情報社会では情報の発信者と受信者が判然と分化せず、だれもが極めて容易に他人の創作物たる情報を入手しあるいはこれを発信する機会が与えられているが、かような社会においては、何人もが自由にアクセスし利用可能な情報（創作物）とそのアクセスや利用が制限されている情報（創作物）が法によって明確化されなければ、他人による冒用をおそれて、真に価値のある情報が死蔵されてしまう危険がある。著作権法は、創作者と利用者という二当事者間だけではなく、その文化的創作の成果を必要な範囲で社会に還元して文化の発展を促進することを目的としている。このような著作権法の有する多面的な性格が理解されるような講義にしたい。</p>
到達目標	<p>知的財産法Aと同じく、受講生が著作権法の基礎知識の習得・体系化するとともにその応用力の獲得が確認できることを目的とする。</p> <p>同時に、必要に応じて、事例を通じて著作権による保護の限界と他の知的財産法による保護との交錯についても講義し、知的財産法の体系中における著作権法の位置づけについて考える総合的な視点を養うように努めたい。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	著作権法の目的と概要	特に予習を求めるのではなく講義内で適宜事例を通じて問題提起を行う。
第2回	著作物Ⅰ（著作物の定義および要件）	事前にレジュメを配布し予習の範囲と判例を指示して、当日はその成果につき確認するため適宜質問し回答を求めることがある。
第3回	著作物Ⅱ（例示著作物について）	同上
第4回	著作物Ⅲ（例示著作物について）	同上
第5回	著作物Ⅳ（特殊な著作物について）	同上
第6回	著作権の内容（複製権、上演・演奏権、上映権）	同上
第7回	著作権の内容（公衆送信権、口述権、展示権）	同上
第8回	著作権の内容（頒布権、譲渡権、貸与権）	同上
第9回	著作権の内容（翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作物の作者の権利）	同上

第10回	著作権の制限	仮想事例を課題として事前配布し講義時間に受講生から検討結果を発表させ、事後講評する。
第11回	著作者人格権	第2回に同じ
第12回	著作者、著作権の主体	同上
第13回	著作物の利用と著作権の変動	同上
第14回	著作権の存続期間等	同上
第15回	著作権の侵害に対する法的救済	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	講義時間中の発言及びレポートの結果 30パーセント 期末試験の結果 70パーセント で総合評価を行う。 評価方法は、相対評価とする。
履修上の注意	毎週金曜日までに、電子掲示板に次週の講義のレジメ・資料を添付するとともに、予習範囲及び予習判例を指示するので必ず事前に見て準備してほしい。
教科書	松村信夫＝三山峻司共著『著作権法要説（第2版）』（世界思想社） 著作権判例百選（第6版）（但、講義開始までにさらに新版が公刊されたときには、その版による）
参考文献	適宜、講義において指示する。
その他	